

令和4年12月21日

関係各所属長 殿

警察本部長

緊急自動車又は道路維持作業用自動車の指定及び届出確認に関する事務取扱要綱の改正について（通達）

この度、「緊急自動車又は道路維持作業用自動車の指定及び届出確認事務に関する事務取扱要綱」（令和元年10月3日付け（交企）第34号（以下「旧通達」という。）別添）を別添のとおり改正し、令和5年1月1日から実施することとしたので、事務処理上遺漏のないようにされたい。

なお、本通達の実施に伴い、旧通達は廃止する。

別添

緊急自動車又は道路維持作業用自動車の指定及び届出確認に関する事務取扱要綱

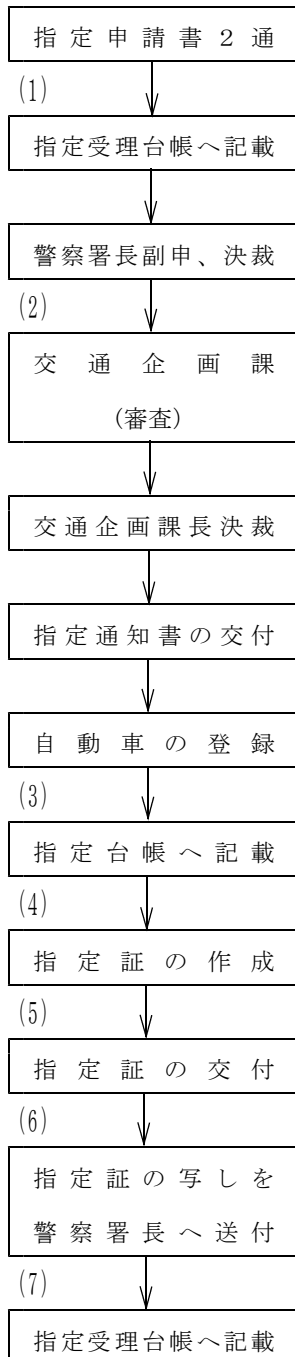
事務の種類	事務手続
<p>1 指定申請書又は届出書の受理</p>	<p>(1) 緊急自動車又は道路維持作業用自動車（以下「緊急自動車等」という。）の指定申請書又は届出書（以下「指定申請書等」という。）の受理は、当該自動車の使用の本拠の位置を管轄する警察署長（以下「署長」という。）が行うこととし、三重県道路交通法施行細則（昭和43年三重県公安委員会規則第3号。緊急自動車以下「細則」という。）に定める</p> <p style="text-align: center;">緊急自動車 道路維持作業用自動車</p> <p style="text-align: center;">指定申請書 届出書</p> <p>（第8号様式。以下「指定申請書」又は「届出書」という。）を正副2通提出させ、次により処理するものとする。</p> <p>ア 指定申請書等には、次の書類を添付させること。</p> <p>(ア) 自動車の大きさを確認することができる諸元表、仕様書等</p> <p>(イ) 自動車の前面、後面及び側面の外観図（自動車の大きさ、塗色、構造、設備等が記載されたもの。）</p> <p>(ウ) 既に自動車の登録を受けている自動車にあつては、自動車検査証記録事項が記載された書面</p> <p>(エ) 型式及び車台番号が確認できる譲渡証明書（写し）、排出ガス検査修了証（写し）等</p> <p>イ 指定申請書等の記載事項は、次のとおりとする。</p> <p>(ア) 「申請者・届出者」は、緊急自動車等を使用する部署の責任者とする。</p> <p>(イ) 「用途」は、緊急自動車の区分等（別表第1）又は道路維持作業用自動車の区分等（別表第2）の種類欄に掲げる消防用自動車、救急用自動車、道路パトロール用自動車、道路維持作業用貨物</p>

	<p>自動車等とする。</p> <p>(ウ) 「自動車を使用する者」とは、自動車を管理する者（法人にあっては代表者）であり、〇〇市長、〇〇消防長、〇〇事務所長、〇〇病院長、〇〇株式会社代表取締役等とする。</p> <p>(エ) 「車種」は、道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号）の別表第1（第2条関係）に該当する自動車の種別とする。</p> <p>なお、高さについては、当該車両に取り付けることとなる灯火を取り付けた状態の高さとする。</p> <p>(カ) 「車名」、「型式」、「登録（車両）番号」、「塗色」及び「車台番号」は、添付書類により特定する。なお、「登録（車両）番号」は、既に自動車の登録を受けている場合に記載する。</p> <p>(キ) 「自動車の使用の本拠の位置及び名称」は、自動車を使用する部署の所在地及びその名称とする。</p> <p>ウ 自動車の用途について、申請者、届出者又は自動車を使用する者から使用目的等を十分聴取し、確認すること。</p> <p>(2) 指定及び届出確認の事務については、迅速な処理に努め、当該自動車の運行に支障を生じさせないよう十分配慮するものとする。</p>
<p>2 緊急自動車等の指定及び届出の区分の確認</p>	<p>署長は、緊急自動車等の指定申請書等を受理するときは、当該緊急自動車等が指定又は届出のいずれに該当するかを次により確認するものとする。</p> <p>(1) 三重県公安委員会（以下「公安委員会」という。）の指定に係る緊急自動車等</p> <p>緊急自動車の区分等（別表第1）及び道路維持作業用自動車の区分等（別表第2）の指定（交通企画課長専決）の項に掲げる種類の自動車とする。</p> <p>(2) 公安委員会への届出に係る緊急自動車等</p>

緊急自動車の区分等（別表第1）及び道路維持作業用自動車の区分等（別表第2）の届出確認（副署長専決）の項に掲げる種類の自動車とする。

3 指定の事務

（交通企画課長専決）

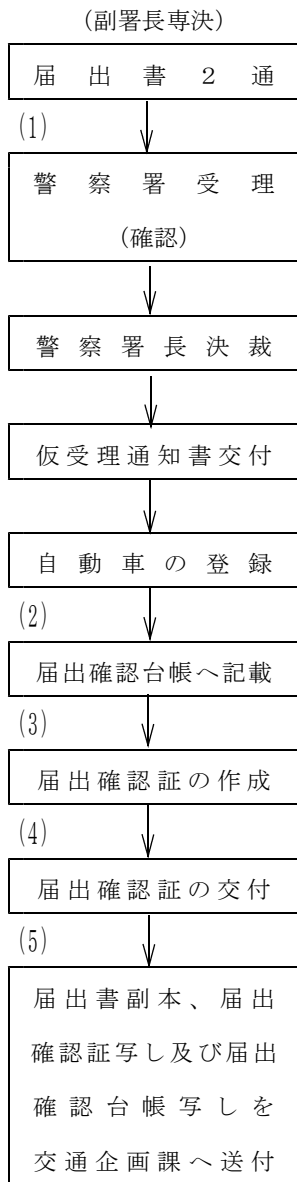


- (1) 署長は、前記2(1)の公安委員会の指定に係る緊急自動車等の指定申請書を受理したときは、次の事項について調査し、指定の適否を判断した上で、**緊急道路維持作業用自動車**指定受理台帳（様式第1。以下「指定受理台帳」という。）に記載するとともに、指定申請書の正本に**緊急自動車**の指定申請に対する副申書（様式第2）及び添付書類を添え、交通企画課長に送付するものとする。
- ア 申請者及び使用者が、緊急自動車等の用途に応じた自動車を使用する者であるかを確認すること。
- イ 道路交通法施行令（昭和35年政令第270号。以下「令」という。）第14条の2第1号の規定により特別の構造又は装置を有する自動車として公安委員会に届け出た道路維持作業用自動車と一体となって使用される貨物自動車（いわゆるダンプトラック等）については、令第14条の2第2号の規定による公安委員会の指定を行って道路維持作業用貨物自動車として取り扱うこととされていることから、指定要件である一体的使用についての確認をすること。
- (2) 交通企画課長は、署長から送付を受けた書類に基づき審査を行い、指定の意思決定をしたときは、**緊急道路維持作業用自動車**の指定について（通知）（様式第3。以下「指定通知書」という。）を申請者に交

付し、国土交通省中部運輸局三重運輸支局長又は軽自動車検査協会三重事務所長（以下「三重運輸支局長等」という。）の自動車登録手続を指示するものとする。ただし、自衛隊用自動車については、自衛隊法（昭和29年法律第165号）第114条の規定により、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）の規定は、自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）第157条に規定する自動車について適用されないため、同自動車については、指定通知書の交付を省略するものとする。

- 緊急自動車
- (3) 指定台帳（様式第4。以下「指定台帳」という。）への記載は、当該自動車の登録手続後に現車確認又はカラー写真（前面、後面及び両側面の4枚）及び自動車検査証により、登録（車両）番号を確認した上で行うものとする。
- 緊急自動車指定証
- (4) 細則に定める道路維持作業用自動車・届出確認証（第9号様式。以下「指定証」又は「届出確認証」という。）を作成する際の指定番号は、指定台帳の一連番号と同一とし、その他所要の事項を記載して同台帳と契印後、写しを作成するものとする。
- (5) 指定証を交付する際は、指定証を当該指定に係る自動車に備え付けるよう指導し、令第13条第1項又は第14条の2に掲げる各自動車の運転資格を有する者を運転要員に指定しておくなど安全運転管理を確保するための指導を行うものとする。
- (6) 交通企画課長は、指定証を交付後、署長に当該指定証の写しを送付するものとする。
- (7) 署長は、交通企画課長から指定証の写しの送付を受けたときは、速やかに指定年月日、指定番号及び登録（車両）番号を指定受理台帳に記載するものとする。

4 届出確認の事務



(1) 署長は、前記2(2)の公安委員会への届出に係る緊急自動車等の届出書を受理したときは、

緊急自動車 道路維持作業用自動車の届出仮受理について(通知)(様式第5)を届出者に交付し、三重運輸支局長等の自動車登録手続を指示するものとする。

(2) 緊急自動車 道路維持作業用自動車 届出確認台帳(様式第6。以下「届出確認台帳」という。)への記載は、当該自動車の登録手続後に現車確認又はカラー写真(前面、後面及び両側面の4枚)及び自動車検査証により、登録(車両)番号を確認した上で行うものとする。

(3) 届出確認証を作成する際の届出確認番号は、届出確認台帳の一連番号と同一とし、番号の左に各警察署の頭文字(例えば、桑名警察署は「桑」。ただし、四日市北警察署は「四北」、四日市南警察署は「四南」、四日市西警察署は「四西」、津南警察署は「津南」、伊勢警察署は「伊勢」、伊賀警察署は「伊賀」とする。)を付し、その他所要事項を記載して、同台帳と契印後、写しを作成するものとする。

(4) 届出確認証を交付する際は、前記3(5)の規定に準ずるものとする。

(5) 届出書の副本は、届出確認証の写し及び当月中に処理した届出確認台帳の写しを添えて翌月の10日までに交通企画課長に送付するものとする。

5 指定証等の記載事項変更届

(1) 指定証又は届出確認証(以下「指定証等」という。)の記載事項の変更届の受理は、署長が行うものとし、緊急自動車指定証 細則に定める 道路維持作業自動車 届出確認証 記載事項変更届(第10号様式。以下「記載事項変更届」という。)1通に指定証等及び変更事項を証する書

	<p>面を添えて提出させるものとする。</p> <p>(2) 署長は、指定証等の記載事項変更届を受理したときは、その内容を調査の上、次により処理するものとする。</p> <p>ア 指定に係る記載事項変更届については、指定受理台帳を修正後、記載事項変更届及び添付書類を交通企画課長に送付すること。</p> <p>イ 届出確認に係る記載事項変更届については、届出確認台帳を修正後、届出確認証を作成すること。</p> <p>(3) 交通企画課長は、署長から記載事項変更届及び添付書類の送付を受けたときは、指定台帳を修正後、指定証を作成し、署長に送付するものとする。</p> <p>(4) 署長は、届出確認証を作成し、又は交通企画課長から指定証の送付を受けたときは、速やかに届出者に交付するものとする。</p> <p>(5) 指定証等の作成は、指定証等の裏面の「変更事項」欄に必要事項を記載し、「確認印」欄に公印（三重県公安委員会公印規程（昭和41年三重県公安委員会規程第5号）別表の庁印の部三重県公安委員会小印の項に定める公安委員会公印のうち使用区分が緊急自動車等関係事務用のものであって、指定証にあっては交通企画課に備付けのものを、届出確認証にあっては各警察署に備付けのものをいう。以下同じ。）を押印するものとする。</p>
<p>6 指定証等の再交付申請</p>	<p>(1) 指定証等の再交付申請の受理は、署長が行うものとし、細則に定める緊急自動車指定・道路維持作業用自動車届出確認証再交付申請書（第11号様式。以下「再交付申請書」という。）1通に次の書類を添えて提出させるものとする。</p> <p>ア 汚損又は破損の場合は、指定証等及び自動車検査証記録事項が記載された書面</p>

	<p>イ 亡失又は滅失の場合は、自動車検査証記録事項が記載された書面</p> <p>(2) 署長は、指定証等の再交付申請を受理したときは、その内容を調査の上、次により処理するものとする。</p> <p>ア 指定に係る再交付申請については、再交付申請書及び添付書類を交通企画課長に送付すること。</p> <p>イ 届出確認に係る再交付申請書については、届出確認台帳と照合の上、届出確認証を作成し、同台帳と契印すること。</p> <p>(3) 交通企画課長は、署長から再交付申請書及び添付書類の送付を受けたときは、指定台帳と照合の上、指定証を作成し、同台帳と契印後、署長に送付するものとする。</p> <p>(4) 署長は、届出確認証を作成したとき又は交通企画課長から指定証の送付を受けたときは、速やかに申請者に交付するものとする。</p> <p>(5) 指定証等の番号は、前指定証等の番号と同一とし、裏面変更事項欄に「再交付」を記載し、「確認印」欄に公印を押印するものとする。</p>
<p>7 指定証等の返納届</p>	<p>(1) 指定証等の返納届の受理は、署長が行うものとし、 <small>緊急自動車指定証 細則に定める 道路維持作業自動車</small>・<small>届出確認証</small>返納届（第12号様式。以下「返納届」という。）1通に指定証等を添えて返納させるものとする。</p> <p>(2) 署長は、返納届を受理したときは、次により処理するものとする。</p> <p>ア 指定に係る返納については、指定受理台帳を整理した後、返納届及び指定証を交通企画課長に送付すること。</p> <p>イ 届出確認に係る返納については、届出確認台帳を整理すること。</p> <p>(3) 交通企画課長は、署長から返納届及び指定証の送付を受けたときは、指定台帳を整理するものとする。</p>

緊急自動車の区分等

区分	種類	根拠法規 (令第13条 第1項)	使用用途及び使用機関等	塗色 (保安基準 第49条第2 項)	警光灯 (保安基準第 49条第1項)	サイレン (保安基準第 49条第1項)
届出 確認 副署長 専決	消防用自動車	第1号	消防機関その他の者が消防のための出動に使用する消防用自動車のうち、消防のために必要な特別の構造又は装置を有するもの ○ 広報車(避難誘導をする車両)ポンプ車、はしご車、化学消防車、高所放水車、救助工作車、照明車、小型動力ポンプ付積載車(小型動力ポンプ付積載車のうち、荷台を改造するなどしてホース、はしご等の消防用具を積載するための構造を備えているもの)等	朱色	前方300メートルの距離から点灯を確認できる赤色のものであること。	前方20メートルの位置において90デシベル以上120デシベル以下であること。
	救急用自動車	第1号の2	国、県、市町又は医療機関が傷病者の緊急搬送のために使用する救急用自動車のうち、傷病者の緊急搬送のために必要な特別の構造又は装置を有するもの ○ 特別の構造又は装置とは、搬出入ドア、ベッド、担架、酸素吸入装置、人口蘇生器等のオプション装備をいう。 ○ 使用できる者は、国、県、市町又は医療機関に限る。	白色		
指定 交通 企画 課長 専決	消防用自動車 (1号に掲げるものを除く。)	第1号の3	消防機関が消防のための出動に使用する消防用自動車のうち、消防のために必要な特別の構造又は装置を有しないもの ○ 使用できる者は、消防機関に限る。 ○ 指揮車、広報車(避難誘導を想定しない車両)、先行車、連絡車、消防用バイク、災害対応多目的車、資材運搬車(小型動力ポンプのみを積載しているものを含む。)等	朱色		
	救急用自動二輪車 (救急用バイク)	第1号の4	県又は市町が傷病者の応急手当(当該傷病者が緊急搬送により医師の管理下に置かれるまでの間緊急やむを得ないものとして行われるものに限る。)のための出動に使用する大型自動二輪車又は普通自動二輪車 ○ 救急用バイクが消防用バイクとの併用指定を受けた場合の塗色は、いずれかのバイクに登録されているかにより、朱色又は白色となる。	白色		
	医師派遣用自動車	第1号の5	医療機関が、傷病者の緊急搬送をしようとする県又は市町の要請を受けて、当該傷病者が医療機関に緊急搬送をされるまでの間における応急の治療を行う医師を当該傷病者の所在する場所にまで運搬するために使用する自動車 ○ 医療機関と県又は市町との間で、医師の派遣について協定を締結するなど、要請の枠組みが確立されていることが必要である。 ○ 保安基準上は、「救急自動車」として取り扱われる。 ○ 大規模災害時の医師派遣を想定した自動車については、緊急自動車の指定を受けることができない。申請・事前相談を受けた場合には交通企画課へ連絡すること。	白色		
	医師往診用自動車 (ホスピスカー)	第1号の6	医療機関(重度の傷病者でその居宅において療養しているものについていつでも必要な往診をすることができる体制を確保しているものとして国家公安委員会が定める基準に該当するものに限る。)が、当該傷病者について必要な緊急の往診を行う医師を当該傷病者の居宅にまで搬送するために使用する自動車 ○ 医療機関とは、重度の傷病者でその居宅において療養しているものについて、いつでも必要な往診をすることができる体制を確保しているものとして国家公安委員会が定める基準に該当するものに限る。 ○ 保安基準上は、「救急自動車」として取り扱われるが、塗色については制限無し。	制限なし		
	警察用自動車	第1号の7	警察用自動車のうち、犯罪の捜査、交通の取締りその他の警察の責務の遂行のため使用するもの	制限なし		
	自衛隊用自動車	第2号	自衛隊用自動車のうち、部内の秩序維持又は自衛隊の行動若しくは自衛隊の部隊の運用のため使用するもの ○ 消防車、救急車、指揮連絡用車、警務用車、不発弾処理専用車等	制限なし		

区分	種類	根拠法規 (令第13条 第1項)	使用用途及び使用機関等	塗色 (保安基準 第49条第2 項)	警光灯 (保安基準第 49条第1項)	サイレン (保安基準第 49条第1項)
指定 (交通 企画 課長 専決)	検察用自動車	第3号	検察庁において使用する自動車のうち、犯罪の捜査のため使用するもの	制限なし	前方300メートルの距離から点灯を確認できる赤色のものであること。	前方20メートルの位置において90デシベル以上120デシベル以下であること。
	刑務所用自動車	第4号	刑務所その他の矯正施設において使用する自動車のうち、逃走者の逮捕若しくは連戻し又は被収容者の警備のため使用するもの ○ 「矯正施設」とは、拘留所、少年院、少年鑑別所等をいい、保護観察所、児童自立支援施設及び児童養護施設は含まない。	制限なし		
	入国者収容用自動車	第5号	入国者収容所又は地方出入国在留管理局において使用する自動車のうち、容疑者の収容又は被収容者の警備のため使用するもの	制限なし		
	公益応急用自動車	第6号	電気事業、ガス事業その他の公益事業において、危険防止のための応急作業に使用する自動車 ○ 「公益事業」とは、発電、配電の事業、ガス事業（導管を用いて行う簡易ガス事業、都市ガス事業）、水道事業(上水)、鉄道事業、電信電話事業者、路上障害物排除事業（日本自動車連盟等）等をいう。 ○ 路上障害物排除事業は、高速自動車国道及び自動車専用道路の路上障害物排除活動に限り、道路管理者との業務委託契約又は業務協定の締結を条件に申請することができる。	制限なし		
	水防用自動車	第7号	水防機関が水防のための出動に使用する自動車 ○ 「水防機関」とは、国、県及び市町の治水(河川)に関する部署をいう。	制限なし		
	血液運搬用自動車	第8号	輸血に用いる血液製剤を販売する者が輸血に用いる血液製剤の応急運搬のため使用する自動車 ○ 日本赤十字社等	白色		
	臓器等応急運搬用自動車	第8号の2	医療機関が臓器の移植に関する法律(平成9年法律第104号)の規定により死体(脳死した者の身体を含む。)から摘出された臓器、同法の規定により臓器の摘出をしようとする医師又はその摘出に必要な器材の応急運搬のため使用する自動車 ○ 「医療機関」とは、臓器等の移植を行い得る医療機関に限る。	白色		
	道路管理者の応急作業用自動車	第9号	道路の管理者が使用する自動車のうち、道路における危険を防止するため必要がある場合において、道路の通行を禁止し、若しくは制限するための応急措置又は障害物を排除するための応急作業に使用するもの ○ 「道路の管理者」とは、国、県及び市町の道路を管理する部署、高速道路会社等をいう。	制限なし		
	電波探査用自動車	第10号	総合通信局において使用する自動車のうち、不法に開設された無線局（電波法(昭和25年法律第131号)第108条の2第1項に規定する無線設備による無線通信を妨害する電波を放射しているものに限る。)の探査のための出動に使用するもの ○ 単なる無免許による無線通信、わいせつ電波の放射等の無線局の探査に使用する自動車は含まない。	制限なし		
	事故例調査用自動車	第11号	交通事故調査分析センターにおいて使用する自動車のうち、事故例調査(交通事故があつた場合に直ちに現場において行う必要のあるものに限る。)のための出動に使用するもの	白色		
	原子力災害応急用自動車	第12号	国、県、市町、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構、国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構又は原子力災害対策特別措置法(平成11年法律第156号)第2条第3号に規定する原子力事業者が、原子力災害の発生又は拡大の防止を図るための応急の対策として実施する放射線量の測定、傷病者の搬送、施設若しくは設備の整備、点検若しくは復旧又は放射線による人体の障害を防止するための医薬品の搬送のため使用する自動車	制限なし		

- (注) 1 「保安基準」とは、道路運送車両の保安基準(昭和26年運輸省令第67号)をいう。
2 緊急自動車は上記に限定されており、これらに該当しないものは指定又は届出確認を受けることができない。
3 自衛隊の所有する消防用及び救急用自動車は、自衛隊用自動車として「指定」となる。
4 消防救急車は、消防用自動車及び救急用自動車の併用での届出確認となり、保安基準上「消防自動車」と取り扱われるため、塗色は朱色である。

別表第2

道路維持作業用自動車の区分等

区分	種類	根拠法規 (令第14条の2)	使用用途及び使用機関等	塗色 (施行規則第6条の2)	灯火 (保安基準第49条の2)	サイレン
届出 確認 副署長 専決	道路を維持し、若しくは修繕し、又は道路標示を設置するため必要な特別の構造又は装置を有する自動車 ※ 道路の維持・修繕等の作業を行うことが前提となり、クレーン車、レッカー車等の形状のみでは道路維持作業用自動車の指定はできないことから、疑義が生じた場合は、公共工事受注契約書・道路管理者との協定書等により、道路維持等に使用する自動車であることを確認すること。					
	路面補修作業用自動車	第1号	コンクリート粉砕車、舗装盤破壊車、路面切削車、ヒータブレーナ、モータグレーダ、ロード・スタピライザ、ローラ類、トラクタショベル、バックホウ、ショベルローダ、コンクリートミキサ、アスコン運搬車、路面補修車、骨材散布車、アスファルトフィニッシャ、アスファルトディストリビュータ等	制限なし	黄色であって点滅式のもの（150メートルの距離から点滅を確認できるものを車体の上部の見やすい箇所に備えなければならない。）	不要
	清掃作業用自動車	第1号	散水車、水タンク車、トンネル壁面清掃車、路面清掃車、デリニュータ清掃車、側溝清掃車、ガードレール清掃車、草刈り車、剪定車、排水性舗装機能回復車等			
	除雪作業用自動車	第1号	凍結防止剤散布車、除雪トラック、除雪グレーダ、除雪ドーザ、ロータリー除雪車、スノーローダ、スノーメタルダンプトラック等			
その他の作業用自動車	第1号	すべり抵抗測定車、大気汚染調査車、橋梁点検車、リフト車、クレーン車、応急作業車、交通規制車、ラインマーカ、維持用万能トラクタ、工事標識車、発電車、投光車、レッカー車等				
指定 交通 企画 課長 専決	道路パトロール用自動車	第2号	道路の管理者が道路の損傷箇所等を発見するために使用する自動車で道路の管理者の申請によるもの ○ 「道路の管理者」とは、国、県及び市町の道路を管理する部署、高速道路会社等をいう。 ○ 道路管理者と道路の損傷箇所等を発見するための業務委託契約を締結している受託者又は請負人の自動車は、道路管理者の申請により、指定することができる。	車体の両側面及び後面の幅15センチメートルの帯状かつ水平の部分を白色に、車体のその他の部分を黄色に、それぞれ塗色したもの		
	道路維持作業用貨物自動車	第2号	路面清掃、除雪等のために必要な特別の構造又は装置を有する自動車と一体として使用される貨物自動車（いわゆるダンプ、トラック等）で道路管理者の申請によるもの ○ 道路管理業務の受託者又は請負人が使用する自動車は、道路管理者の申請により、指定することができる。			

- (注) 1 「施行細則」とは、道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）をいう。
2 バンパーの赤と白のゼブラ塗装については、国土交通省と警察庁で協議済み（建設省道路局長通達・昭和53年12月1日）である。
3 指定の項の受託者又は請負人は、当該業務の再受託者又は下請人を含む。
4 届出確認の項の自動車は、その自動車を使用する者が公安委員会に届け出ればよい。

年 月 日

交通企画課長 殿

警察署長

緊急自動車
道路維持作業用自動車の指定申請に対する副申書

申請者	住所				
	氏名				
緊急自動車	種類	用途			
	消防用	指揮車 広報車 資材運搬車 ()			
	自衛隊用	救急車 消防車 警務用車 ()			
	公益応急用	電気事業 ガス事業 水道事業 鉄道事業 電信電話事業 ()			
	道路管理者の応急作業用				
	その他 ()				
道路維持作業用自動車	道路パトロール用自動車		道路維持作業用貨物自動車		
併用指定の有無	・ 有 ・ 無				
根拠法規	緊急自動車	・ 道路交通法施行令第13条第1項第 号			
	道路維持作業車	・ 道路交通法施行令第14条の2第2号			
車種・諸元	車種	・ 普通自動車 ・ 小型自動車 ・ 軽自動車			
	塗色				
	諸元	車長	m	車幅	m
		車高	m	排気量	L
指定の適否					
申請理由	・ 新規 ・ 代替(旧車指定番号)				
備考	通知書受取希望日	年	月	日	
	登録予定日	年	月	日	
	指定証受取予定日	年	月	日	
備考	申請者・自動車 納入業者等	業者名 ----- 担当者 連絡先			
	事務取扱担当者	係名	氏名	警電	

交企発第 号
年 月 日

殿

三重県警察本部交通部交通企画課長

緊急自動車
道路維持作業用自動車の指定について（通知）

下記自動車は、緊急自動車・道路維持作業用自動車として指定することとしたので通知します。

記

自動車を使用する者の住所及び氏名					
指定する自動車	種別	車種	車名	型式	車台番号
指定理由	1 道路交通法施行令第13条第1項第 号				該当
	2 道路交通法施行令第14条の2第2号				該当

注) 指定理由欄は、該当数字に○を付け、空欄に号数等を記入すること。

発第 号
年 月 日

殿

警察署長

緊急自動車
道路維持作業用自動車の届出仮受理について（通知）

下記自動車は、緊急自動車・道路維持作業用自動車としての届出があり、受理することとしたので通知します。

記

自動車を使用する者の住所及び氏名					
届出を受理する自動車	種別	車種	車名	型式	車台番号
届出理由	1	道路交通法施行令第13条第1項第1号			該当
	2	道路交通法施行令第13条第1項第1号の2			該当
	3	道路交通法施行令第14条の2第1号			該当

注) 届出理由欄は、該当数字に○を付けること。

